

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年7月26日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 城陽市長 奥田 敏晴			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	188 台	16 台	11 台	185 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	12 台	1 台	2 台	10 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	100.9	キログラム	89.8	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	8.5	キログラム	14.1	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	第一種フロン類充填回収業者から管理者に対して交付される「充填/回収証明書」及び管理者が作成する「点検整備記録簿」を基に管理している。			
	廃棄時	第一種フロン類充填回収業者から管理者に対して交付される「充填/回収証明書」及び管理者が作成する「点検整備記録簿」を基に管理している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	市独自環境マネジメントシステム（J-EMS）における、簡易点検及び定期点検の実施日の報告により、適切な点検実施に務めている。			
	廃棄時	市独自環境マネジメントシステム（J-EMS）における、簡易点検及び定期点検の実施日の報告により、適切な点検実施に務めている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	省エネ型空調機への更新を検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。